資料229

令和元年９月２１日
子ども家庭部保育課

民営化園の保育の質を維持・向上するための取り組み

優良な事業者の選定

満足度の高い保育を実施するための条件

- 都内における認可保育園の良好な運営実績
- 公立園の職員体制・職員配置の維持
- 一定以上の経験年数を有する職員の配置
- 公立園の保育内容・行事等の継承
  ⇒「公立保育園の保育内容」の遵守

公立園の役割の継承し保育施策を拡充するための条件

- 障がい児、要支援児童の受け入れ
- 民営化後の速やかな施設整備

学識経験者・市職員（管理職・公立保育園長）等で構成する（仮称）事業者選考委員会による選定

公立の保育内容の引き継ぎ

- １年間の引き継ぎ期間
  ⇒　園ごとに移行計画を策定
- 引き継ぎ期間中後半6か月間の合同保育
  ⇒　市・保護者・事業者の三者にて構成する（仮称）三者協議会による合同保育の内容の協議
- 移行期間中の市の関与
  ⇒　民営化の進行管理、問題発生した場合の調整・改善指導

（仮称）三者協議会による引き継ぎ状況の確認

民営化後の対応

- （仮称）三者協議会の継続
  ⇒　必要な改善・指導を行う体制の構築
- 保護者アンケート・福祉サービス第三者評価の実施
  ⇒　民営化園の評価を行い、結果を公表する
- 市による民営化園の支援
  ⇒　運営に必要となる研修の実施、市職員による訪問指導

市による状況確認・指導

市と事業者間で協定締結

- ・上記すべての項目の遵守
- ・市機関と同様、福祉オンブズマンによる調査・是正勧告の受け入れ